一　地域再生計画の作成主体の名称　下呂市
二　地域再生計画の名称　情報発信プラットホームで下呂市観光の「ひと・もの」まちづくり
三　地域再生計画の区域の範囲　下呂市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続きの一元化・迅速化（四の五⑭）

○内閣府告示第三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県
二　地域再生計画の名称　静岡県地域本社機能移転・拡充促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市及び牧之原市並びに静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、長泉町及び小山町、榛原郡吉田町及び川根本町並びに周智郡森町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県
二　地域再生計画の名称　滋賀県本社機能移転促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県
二　地域再生計画の名称　奈良県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　津山市
二　地域再生計画の名称　「あば村宣言」―合併から10年、いま再び村が始まる。―
三　地域再生計画の区域の範囲　津山市の区域の一部（阿波地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　過疎地域等自立活性化推進交付金（四の六）

○内閣府告示第四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県
二　地域再生計画の名称　愛媛地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　松山市
二　地域再生計画の名称　学校跡地を生かした地域コミュニティ拠点整備計画～魅力ある地域づくりを目指して～
三　地域再生計画の区域の範囲　松山市の区域の一部（余土地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置（四の六）

○内閣府告示第四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡県鞍手郡鞍手町
二　地域再生計画の名称　廃校を活用したアニメの拠点化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県鞍手郡鞍手町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続きの一元化・迅速化（四の五⑭）

○内閣府告示第四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県
二　地域再生計画の名称　佐賀県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　佐賀県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県
二　地域再生計画の名称　鹿児島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市及び姶良市並び